

一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度に関する 運用基準

(令和3年10月 改訂の概要)

建築物・市街地の安全性の確保を目的とした平成30年の建築基準法改正や、本市における押印見直しの推進などから、下記のとおり改訂を行うこととした。

○主要な改訂の概要

1. 公告認定対象区域に対する建蔽率の数値の取扱い

公告認定対象区域内に公開空地を設け、かつ当該公開空地が防災・安全性や回遊性等から効果があると認められる計画については、公開空地を確保した割合に応じて建蔽率を緩和する規定を設けた。(P.8)

2. 押印の廃止について

運用基準で定める様式への押印を廃止した。(各様式)

また、建築基準法施行規則第10条の16第1項第三号及び第10条の21第1項第二号で定める「所有権又は借地権を有する者(全員)の同意(合意)を得たことを証する書面」について、同意書(合意書)の書式から実印を求める旨を削除し、本人の意思に基づく書面であることを確認するために、本人確認書類(印鑑登録証明書等)の添付を求めることとした。(P.12、22)

○その他改訂等

施行(平成20年10月6日)より現在に至るまでの建築基準法の改正に伴う条ずれ等の反映を行った。